

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 27 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	・ ・ ・ 1
-----------------------------	---------

和解及び損害賠償の額を定めることについて

1 事案の発生日時

令和 2 年 6 月 3 日 午前 11 時 30 分頃

2 事案の発生場所

市道白潟緑ヶ丘線網田跨線橋下の側道沿い（長門市仙崎 308 番地 1）

3 和解及び損害賠償の相手方

[Redacted]

4 事案の概要

令和 2 年 6 月 3 日午前 11 時 30 分頃、市道白潟緑ヶ丘線側道において、草刈機を用いて路肩法面周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方自動車の助手席側ドアガラスに当たり、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両助手席側ドアガラス破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 35,090 円

（内訳）車両修理代 35,090 円